

2025年12月2日より

# 従来の健康保険証は原則使用できません

令和7年12月2日より、国の制度変更により、従来の健康保険証は原則使用できなくなります。

健康保険証に有効期限の記載がない場合は2025年12月1日まで、健康保険証に有効期限の記載がある場合は記載されている有効期限までとなります。

当院を含む全国の医療機関では、保険診療を受ける際に以下のいずれかの方法で保険資格の確認が必要となります。

## ■ ご持参いただくもの（どちらか）

### ・マイナンバーカード

健康保険証としての利用登録を済ませたマイナンバーカードをご提示ください。

### ・資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方には、加入している保険者から順次送付されます。詳細は各保険者からの案内をご確認ください。

